

COI 自己申告書提出にあたって（演題登録用）

COI 自己申告書の提出は、筆頭発表者並びに発表責任者が各々に「様式1」の作成を行い、Web 上にて申告を行うこととする。また、Web 登録を行わない場合は、自己申告書は封筒などに入れ、封をして提出することも可とする。

■本学会に関連する刊行物で発表する際のCOI 事項の申告について■
（日本臨床検査自動化学会－医学研究の利益相反（COI）に関する細則より抜粋）

1. 開示の範囲

会員、非会員の別を問わず、本学会に関連する大会・セミナー等で発表を行う筆頭発表者並びに発表責任者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、過去1年間のCOI 状態の有無を申告しなければならない。

申告すべきCOI 状態は、本細則第2条で定められたものと同じとし、発表内容に関連するものに限られる。

2. 開示の方法

本学会の大会、各種セミナー等の筆頭発表者並びに発表責任者は、演題登録時に本会が定める「様式1」に従いCOI 状態の有無を申告しなければならない。また、発表時は、スライド2ページ目、示説の場合はポスターの最終に「様式4」を用いてCOI の有無を開示することとする。演題登録時に明らかにするCOI については、本指針「IV. 申告すべき(開示・公開すべき)事項」で定められたものとする。開示すべきCOI の対象期間は演題登録時より過去1年間とする。

大会・各種セミナーの責任者は当該演題にかかる筆頭発表者・発表責任者からCOI に関する申告書を取りまとめて、記載内容について責任を負うことが求められる。

3. COI 開示の基準

各々の開示すべき事項について自己申告が必要な金額などは、本細則第3条で定められたものとする。

4. 審査および審査の記録

大会・各種セミナーの責任者は、発表者等から提出された「発表者のCOI に関する自己申告書」につき審査を行う。COI の記載内容について疑義があった場合は、倫理・COI 委員会に審査を依頼することができる。

日本臨床検査自動化学会は、自己申告書並びに審査の記録を紙媒体にて発表後2年間、厳重に保管・管理する。